

♪生徒指導部だより♪ No 1 (掲示用)

令和5年4月19日

「交通（接触）事故発生後の対応」と「駐輪場マナー」編

1. 交通（接触）事故発生後の対応について

本校でも毎年、接触事故を含めた交通事故が数件起こっています。今年度もすでに4件の報告があり、なかには、接触事故を起こした後に学校名や氏名を名乗ることなく立ち去るという状況があるようです。交通事故が発生した場合は、道路交通法72条により、「警察官への通報義務」があることから、対応について以下に従いましょう。

被害事故後の対応

- ・身の安全を確保する。
- ・警察、学校に連絡する。
- ・相手の車名、車両ナンバーなどを覚えておく。
- ・相手の連絡先等を把握する。（氏名、電話番号、会社名、学校名等）

加害事故後の対応

- ・自転車であっても運転者は、直ちに負傷者を救護し、道路における危険を防止する。
- ・運転者は、警察官に事故の概要等を報告しなければならない。
- ・学校へ報告する。（被害者の学校名、氏名、事故の状況等）
- ・一見、被害者にケガ等がなくても後から判明することもあるため、連絡先等を把握しておく。

しかし、まずは事故を起こさない、巻き込まれないような予防に努めるため、早朝、夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底（本校はオートライト）を行いましょう。また、今度予定されている自転車点検でも、自転車の整備不良がないようにしましょう。その後も、事故防止のための定期的な安全点検・整備を実施しましょう。

2. 駐輪場マナーについて

本校では防犯意識を持つため、二重ロックの徹底や整頓、清潔を心がけましょう。



<左詰めでない>



<詰めていない>



<ハンドルが右向き>



<はみだし駐車>

自転車は各ブロックごとに端詰め

